学校における危機管理
～児童生徒の安全のために～

千葉県公立高等学校事務職員会
君津支部研究グルーブ
発表者
千葉県立君津高等学校
副主査 角＂备 良

1 はじめに
大阪教育大学付属池田小学校の事件，大阪府寝屋川市立中央小学校の事件をはじめとする，学校への不審者侵入事件は，児童生徒の安全を费かした事件 として，社会全体に大きな影響をあたえました。

不審者の校内への侵入だけでなく，学校の内外に おけるさまざまな事件，事故は日常的に屖道されて います。これら顕在化された事件，事故だけでなく，潜在化されている要素も多様に抱え込んだ現代社会 にあって，いつ起こるとも限らない事件や事故から， いかに児童生徒の生命を守るか，いかに学校を守る か，ということを強く考えずにはいられません。

予算執行，施設管理，人事給与事務，情報公開と個人情報の保護，接遇など，私たち事務職員がかっかっ える様々な実務の中で，何よりも優先されなければ ならないのは，児童生徒の命を守ること，児童生徒 の安全を確保することではないでしょうか。

この観点から，私たちは，学校における「危機管理」をテーマに研究を進めることにしました。当初 はあまりに漠然としていて，どこから手をつけてよ いやら見当がつかないという暗中模索の状態でした が，まず自分たちが「実際に体験した危機」を举げ， それらを一つ一つ検証してみることにしました。

その中にこそ，机上論の危機管理ではなぐ，実体験に基づいた危機管理のヒントが隠されているにち がいない，と考えたからです。

つづいて，それらを，不審者侵入の危機，登下校 の危機，校内の急病人•怪我人発生の危機，スクー ルバス運行における危機などに，大きく分類しなが ら，各分類における，危機管理すべき項目をすべて举げて，「危機管理（リスクマネジメント）」の手法，ならびに「マネジメント・サイクル（PDCA）」 の手法を用い，更には数値による行政評価を加えて，事務職員としての危機管理に具体性を持たせる取り組みをしてみました。

あっ！不審者 どこからでも・••

（来客用玄関）

（生徒昇降口）

2 実㻮に発生した事例（110件の事例より復移）

|  |  | 免 | 生 |  |  |  |  |  | 发 | 内 | 豈 |  | 閣 | 墅 | 辰 者 慮 等 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 時間 | 埸㟲 | 間 旁 |  |  |  |  |  |  |  |  | \％ |  |  |  |  |  |  |
| 1 | 変 | $\begin{aligned} & \text { 穴 } \end{aligned}$ |  |  |  |  |  |  た。 <br>  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 | 旦 | $\begin{aligned} & \text { 柈 } \\ & \text { 擐 } \end{aligned}$ | 天戠た! | NRx | $\operatorname{Bin}_{6}$ | 濑源 |  |  どいときばぼ管に通极する。 |  |  |  |  | ほとんとが录げられてしまう。管察せも封必に手を㯖いてい あょうく取り拜きえても効果が ない， |  | 門原なと票聞めてはいけな いものが桃既をしたい。 |  |  |  |
| 3 | $\begin{aligned} & \text { 休 } \\ & \text { 相 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 変 } \\ & \text { 㤟 } \end{aligned}$ | 不書暑か | で1 |  |  |  | 免見 | 員 | い |  |  | 䢒げ5 |  | $\left\lvert\, \begin{array}{\|l\|} \hline \pm\rangle \\ t a t \mid \end{array}\right.$ |  | $\begin{aligned} & \text { 得 } \\ & \text { 行 } \end{aligned}$ | 事 |
| 4 | $\begin{aligned} & \text { 旲 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 㐬 } \\ & \text { 复 } \\ & \text { 㽧 } \end{aligned}$ | 不重事 | して |  |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 筫 } \\ \hline \end{array}$ | $t=$ |  |  |  | Wて |  |  |  | Cもあ | $5 \pi$ |
| 5 | 朝 | $\begin{aligned} & \text { 核 } \\ & \text { 保 } \end{aligned}$ |  | 食杸 | 俌に |  | 生绩に |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 | 旦 | $\begin{aligned} & \text { 教 } \\ & \text { 地 } \\ & \text { 内 } \end{aligned}$ |  | 缐的 | ए雨 |  |  |  |  |  |  |  | 俥授を書った。 |  |  |  |  |  |
|  | $\begin{array}{\|c} \mathrm{F} \\ \text { 棱 } \\ \text { 中 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 電 } \\ & \text { 話 } \end{aligned}$ | 生拍が | らった | 17 | 速称老 |  |  <br>  <br>  |  |  |  |  |  は見つからない。 |  | とっさのと攵に，車由ナン人一等を覚えておくなど事荡覆澊が包需。 |  |  |  |
|  | $\square$ | $\begin{aligned} & \text { 電 } \\ & \text { 活 } \end{aligned}$ |  |  |  | 原L | [्रनार |  ナンバー尞䇾需に連続する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 電 | 部共活中 |  | 重便 | = (解 | plet |  |  |  |  |  |  |  | 庭を行う。 <br>  る。 |  |  |  |
| 10 | $\begin{aligned} & \text { 名 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 電 } \\ & \text { 话 } \end{aligned}$ |  | して | T | てい |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 | $\begin{aligned} & \text { 夕 } \\ & \text { 方 } \end{aligned}$ | $\begin{gathered} \text { 電 } \\ \text { 話 } \end{gathered}$ | 生徎加 | ¢ |  |  |  |  |  |  |  |  | 第事渗漳ちる。 |  |  |  |  |  |
| 12 | $\begin{aligned} & \text { 士 } \\ & \text { 営 } \end{aligned}$ | 上動 | 生健加㕿 | （イン | 老 | 万生 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 | 旦 | 電 | $\begin{aligned} & \text { 半日模析 } \\ & \text { た。 } \end{aligned}$ |  | 而 | हの |  | $\begin{aligned} & 110 ; \\ & \hline \text { 品 } \end{aligned}$ |  |  |  |  | じたすら界をわから。 <br>  |  |  |  |  |  |
| 14 | 旦 | 空 | 率来来体 | 屠相槙半板に | L数 |  | 申し出 |  <br>  |  |  |  |  | - |  |  |  |  |  |
| 15 | 是 | $\begin{aligned} & \text { 掕 } \end{aligned}$ |  | 莫着和 | $12 \lambda$ |  | $\pi$ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 | 喠 | $\begin{aligned} & \text { 校 } \\ & \text { 内 } \end{aligned}$ | 生徒和 | 5月5た |  |  |  |  <br>  に萻虑する。 |  |  |  |  |  （骨析だった） |  |  |  |  |  |
| 17 | 早 中 真 | \％ $⿳ 亠 二 口$ | $\begin{aligned} & \text { I車め } \\ & \text { 問保 } \end{aligned}$ |  | Ћる. | 使用寝 |  | 119番遮㫫する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 | 朝 | $\begin{aligned} & \hline \text { 校 } \\ & \text { 桼 } \end{aligned}$ |  | 棚溏 | $\pi \pi d$ | b. | 外㭶 |  6． |  |  |  |  | 天量出血は目㱙した。 <br>  |  |  |  |  |  |
| 18 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 旲 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 校 } \\ & \text { 蚛 } \end{aligned}$ |  | 加体 | ， |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 | 旦 | $\begin{aligned} & \text { 害 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { スクール } \\ & \text { こした } \\ & \text { くス } \\ & \text { ロに畨 } \end{aligned}$ |  | 嗦書 |  | 故龙起 <br> し．宽 | 間で刘路する。 |  |  |  |  |  <br> 者に碚思をした。 |  |  |  |  |  |
| 21 | 旦 | $\begin{aligned} & \text { 電 } \\ & \text { 场 } \end{aligned}$ |  |  | हい, | を䌅 | $] R 1 / 5$ |  <br>  |  |  |  |  |  ない。 |  | 如すべきであった。 |  |  |  |
| 22 | 旦 | 塞 | $\begin{aligned} & \text { 万ラシド } \\ & \text { 莗にあか } \end{aligned}$ |  | $\begin{aligned} & \text { et } \\ & =と E= \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { s—ル } \\ & \text { 抜。 } \end{aligned}$ | 『中の | 事局長加到雇字る。 <br> 復書者の準のティーラーにて修理を行う。 <br> 管理費の唃求は学校へしてもらう。 |  |  |  |  |  た。䜌理费重親が正当なもの加象屠に雬照する。 |  |  <br>  すればよいか。 <br> もし，法外な請暴竟されたと をはどうすれぱよいか。 |  |  |  |
| 23 | 旦 | 寞 | 國分で禹 | た歌市 | の第 | つてく |  |  |  |  |  |  |  |  | 刘鹿マニュアルの軗相。 |  |  |  |
| 24 | 早 | $\begin{aligned} & \text { 善 } \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |  | $\text { 而 } 1=7$ いた。 | $\overline{B L E}$ | その場である． |  |  |  |  |  |  |  がある。 |  |  |  |
| 25 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 旲 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 许 } \\ & \text { 棱 } \end{aligned}$ | 涌萦㜢や | 中に生 | 的］ | 方兩 | なった。 | 象を行う。 |  |  |  |  |  により先見きれた。 |  | 万． |  |  |  |

（1）学校全体やー人ひとりが，取り組むべきこと
マネージメントサイクルを回す


| P | $\begin{aligned} & \text { PLAN } \\ & \text { (㖕画) } \\ & \hline \end{aligned}$ |  <br>  |
| :---: | :---: | :---: |
| D | $\begin{gathered} \mathrm{DO} \\ (\text { 実施 }) \end{gathered}$ |  |
| C | CHECK （現状解価） | 精する。 |
| A | ACTION （改冓） |  |

（2）危機管理（リスクマネジメント）の手順
危機管理（リスクマネジメント）の進め方

（3）実例を基に分類し，マネジメント・サイクルとリスク・マネ ジメントの手法を用いて，さらに行政評価してみる

4．学校における危機管理のマネジメント・サイクル（PDCA）と行政評価


## 










《肂神紼書者からの萻㑲》




[^0]4．学校における危機管理のマネジメント・サイクル（PDCA）と行政評価




II

1.


[^1]4．学校における急機管理のマネジメント・サイクル（PDCA）と行潅評居
（6）《スクールバス㯰行に関する危機》




5．学校における危機管理のマネジメント・サイクル（PDCA）と行數呯価





|  | 中眲 | PGW |  | 60 |  |  |  | CHECK |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 予限良 |  |  |  |  |  |  |  |  | 目浐 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | － |  |  |  |  | 2 | 62.88 |  |  |
|  |  |  | 5 | 1 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 12p ill |  |  | 0 | 0 |  |  |  |  |
|  |  |  | 4 | 1 |  | ， | 4 | 80．8 |  |  |
|  |  | 10．010\％ | 3 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 0 |  | 8 | 53．38 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 2 | 20．0\％ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 1 | 0 |  | 3 | 15．0\％ |  |  |
|  |  |  |  | 1 | 0 |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 | ＋ |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 6 | 1 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 1 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 | 1 |  |  | 37 | 56．98 |  |  |
|  |  |  |  | 1 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 | 1 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 1 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 1 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 56 | 86.28 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 311 | 68.48 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | $n$ | 98．3 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 1 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | $\frac{5}{5}$ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 |  |  |  | 81 | 96． 38 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 2 | 20．es |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 1 | 20.6 |  |  |
|  |  |  |  | 1 |  |  | 2 | 20．08 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 9 | 60.08 |  |  |
|  |  |  | 3 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 2 | 20．0\％ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 1 | 20.81 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 2 | 20．0\％ |  |  |
|  |  |  |  | 1 |  | 1 | 2 | 20.08 |  |  |

[^2]
6 緊急対応マニュアルの例

《（2）スクールバスに係る危機：登校中の交通事故》



7 危機発生時のチェック表（登下校時の事故•事件）
（1）発生状況の拳据•通㪕



4 武絽車の置講は？不買




110畨涌相（多 分）


|  | 事要－不蒷 | 時 | 星に |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| フタクシーの置䚚は？ |  | 昆 | 牙た | タクシーに連誌した |

（2）教護•通啹•较送


|  | 年隹 | 惰 | 男•女 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |
| 血浭登 | 既教隹 |  |  |




|  | 象路名住原清 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  | （ |
|  | 韧需簐栝 $\rightarrow$ テレホシカード䋘 |  |
|  |  <br>  <br>  <br>  | $\begin{array}{r} 43-223-4040 \\ 43-223-4045 \\ 43-223-4154 \\ 438-25-1311 \end{array}$ |

## （3）事後対応




##  

##  <br>    



## 8 々素朴な疑問安

私たちが実際に体験した事柄を通して感じた疑問 について，千葉県警察本部に回答をいただきました。

## Q 1 門韮を閒㯒して不法唚入車両の進路を塞ぐ ことの適否

A．学校への不法侵入事案対策は，「児童生徒の安全碓保」を最優先に考えることが必要です。質問は，学校への不法侵入者が校外に逃走することを防止す る趣旨によるものと思われますが，校門を閉鎖すれ ば，不法侵入者は校内に止まることを余儀なくされ，児童生徒のいる校舎内に向かうことも予想されま す。

不法侵入車両の逃走防止のため，施設管理権に基 づいて校門を閉めること自体に問題はないと思われ ますが，学校の安全対策上は，児童生徒の安全確保 を最優先に考慮することが必要であり，校門を閉め る場合は，児童生徒や教職員等の安全が碓保されて いるか，犯人が危害を加えるおそれはないか等を総合的に判断すべきと思われます。

いずれにせよ，学校に不法侵入者（車両）が侵入 した場合は，児童生徒の安全碓保と速やかな警察へ の110番通報を最優先に考えていただきたいと思 います。

## Q 2 不法侵入者の写真を撮影することは，肖像権倀害に当たるか

A．人には，その承諾なしに，みだりにその容ぼう，姿態を摄影されない「肖像権」がありますが，肖像権はいかなる場合においても認められるものではな く，一定の制限があるというのが通説です。

学校管理者が，その施設管理権に基づき，児童生徒や職員の生命，身体の安全を確保するため，ある いは学校施設等の財産を守るための措置として防犯 カメラを設㯰することは，設直の目的，必要性から考えて妥当と思われますが，肖像権侵害を防止する ため，

○防犯カメラの撮影対象区域は，設置目的の達成に必要最小限の範囲とする。
－校門等の見やすい場所に「許可を得た者以外 の立ち入りを禁止する」，「防犯カメラを設置している」旨を表示する。
－撮影した映像や画像の目的外利用を防止する等の運用基準を定めておく。
などの措置に配意することが必要と思われます。

## Q 3 粮員が柔剣道の有段者の場合，暴力を振るわ れて応戦することの適否。正当防进と適剩防術の基準は？

A．刑法上の「正当防衛」とは，急迫不正の侵害に対して自己または他人の権利（生命，身体，財産等 を含む）を防衛するため，やむを得ず行った行為を いいます。

例えば，不法侵入者等が襲いかかって来た場合に，自分自身，あるいは周りにいる教職員や児童•生徒等の生命や身体に対する危害を防止するため，これ に応戦する場合などが考えられます。

応戦行為によって相手方に怪我を負わせた場合，通常であれば傷害罪という犯罪行為に晈当します が，その行為が正当防衛に当たると判断された場合 は，違法性を欠くため，犯罪は成立しません。犯罪 が成立するためには，その行為に「違法性」がある ことが必要とされるためです。

しかし，正当防衛が認められるのは，あくまでも，危険な状態が続いている場合であり，判例では，相手の攻撃が終わっているのにさらに追撃する行為 や，相手を一撃で倒した後，なおも盧り続ける行為 などについて，正当防衛の限度を超えた過剰防衛で あると判示しているケースもあります。

正当防衛が成立するためには，このほかにあいく つかの要件があり，防衛のためにとった手段が正当防衛の要件を充たしているか否かについては，個々 のケースにより具体的に判断されることとなります が，過去の裁判例等からみると，「相手の攻撃の程度に対し，防衛の手段が相当といえる範囲内である か」が判断基準となり，防衛行為が明らかに必要と認められる限度を超えていれば，過剰防衛を問われ ることとなります。

したがって，職員が柔道の有段者であっても，相手が素手なのか刃物を持っているのか，体格は大き いか小さいか，男性なのか女性なのかなと，彼我の力関係によって「相当」といえる応戦の程度も異な るため，一桭には言えませんが，素手で体格も劣っ ている相手に対して柔道技を用いて過剰な攻撃を加 えたり，危険な状態が終わっているのに，なお執拗 に攻撃を加えたりする行為は，過剩防衛を問われる場合もあると思われます。

いずれにせよ，相手の様子（人数，性別，体格，凶器所持の有無等）に応じてどのような対応が妥当 であるかを日頃から検討しておくことが必要と思わ れます。

## 9 さすまたを使った研修

実際にいろいろな場面を想定して，さすまたを使 った研修会を行いました。警察官の指導を受けなが ら各自がどのように使用すれぼよいかを実際に体験 しっまた，有効な使用方法についても考えました。


顔面を狙うと相手はひるむ


肩から脇に掛けると，さすまたを取られにくい


足をすくって転倒させる方法もある

参考 防犯グッズ

ア 防犯ブザー
助けを求めるときに とても役立つ。

1 催涙スプレー
強烈な刺激等で相手が
ひるんだすきに逃げる

ウ さすまた
相手の攻撃を防ぐ

エ 非常通報システム
ボタンを押すことにより自動的に警察に通報する

## システム

（千葉県内全校設直済）

才 防犯カメラ
不法侵入者をチェック する

力 捕獲網発射器
不審者の動きを封じる


| 期 日 | 平成16年11月29日（月） |
| :---: | :---: |
| 会 場： | 千莱県立君津高等学校 応接室 |
| 講 師： | 君津健康福祉センター 精神保健福祉課（現：地域保健福祉課） |
| 研修内容 | 以下のとおり（Q\＆A方式） |

（ Q 1）明確な線引きはないかもしれないが，人格障書と精神疾患者•精神㖏害者との違
（A1）人格噇害者，精神疾患者，精神障害者を，包括して「精神障害者」と呼ぶ。人格噇害者は100の分類がある。璌技性•反社会性）
（2）翡社会性（依存性•回避性性事迫性•遭遇性）
（3）脱社会性（妄想性•分裂病質）

（A2）精神疾患を有するものが精神障害者


（（ 4 4）とんなときに整察署に110番通弴してよいか？
（A4）自傷行為（リストカットなど），他害行為の時
（Q5）こちら（学校）を理解してもらうにはどうしたらよいか。
（A5）相手の理解力によるが，学校としてできること，できないことをはつきり伝える。 （ Q 6）精神疾患者•精神痦害者の犯罪行動として，具体的にとういうものがあったか？
（A 6 ）（1）放火
（2）殺人
（3）強 紋
（4）強 盗
（5）器物破損やストーカー行為など判断能力，責任能力加あるかどうかが加わ問われる。

（A7）犯罪発生率では，一般の健常者 $0.25 \%$ に対して，精神障害者は 0.0 。 $\%$ と
 （ Q 8）社会复㷌をするために，とのような対底をしていますか？
（A 8 ）
（1）適切な医療
（医）
（2）職業：就劳（職）
（3）住む所（住）
（4）友人 がいること
（（ 9 9）私たち加できること，やらなくてはいけないことを教えてください。
（A 9）自分のプライドが傷つけられたときにおかしくなる。
（1）普通の人（健常者）と同じ対応をする。 【精神障害者も孤立化させない。私たちも孤立化しない】
（2）（職員が，家族が，友人が）様子がおかしくなったことを（周囲が）早めに気うき，適留な医療を受けること。【危機管理の哲学】
自分で変えることのできないものを愛け入れる．．．䐙虎
両方の違いを見分けることのできる力…… ．知恵

この研究を進める中で，国内外で，新しい事例のニュ ースが入ってくるたびに，新たな検討すべき項目が増え，危機管理の難しさとその必要性を強く実感しました。

危機管理にとって最も重要なことは，日々の備えであ り意識です。急速に変化する時代の流れを早く的確につ かみ，強い意識をもって取り組むことではないでしょう か。「そこまでする必要はない」，「そんなことは起こら ないだろう」と考える心の隙間に，危機は発生します。私たちの心の中にこそ危機管理はあります。危機管理と は意識づけの連続とも言えるかもしれません。

また，防犯設備などのハード面だけに頼るのではなく，職員相互や関係機関との日頃のコミュニケーションや，危機発生時にいかに迅速に，正確に情報を伝達できるか というソフト面も非常に重要なことであると感じます。

学校における唯一の行政担当職員として，また学校全体を総合的に見つめることができる職員として，事務職員の立場から，児童生徒の安全のために，学校における「危機管理」に大きな役割を果たしてまいりたいと思い ます。今回発表した内容では，すべての危機を網瞿する ことはできませんでしたが，それぞれの現場での危機管理マニュアルの作成やマネジメントサイクルの実践，個々の危機管理の業務に㻮しての参考になれば幸いです。

《参考文献》
－子どもを守る学校の危機管理カイドライン（教育開発研究所）

- 学校事件 そのアカウンタビリティ（ぎょうせい）
- 精神科リハビリテーション学（へるす出版）
- 図解リスクマネジメント（東洋経済新報社）
- リスクマネジメント研修資料（職員能力開発センター）

《主な通知文等》
－学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル（文部科学省）
－生徒の安全確保及び学校の安全管理について（依頼）
平成12年1月17日付け 教指1100号
－「児童虐待の防止に関する法律」ついて
平成12年6月19日付け 教総163号
－幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について の点検項目（例）の改定について（通知）
平成13年9月11日付け 教指1083号
－学校等における安全管理対策について
平成13年9月25日付け 教総301号
－幼児児童生徒の安全確保及び安全管理について（依頼）平成15年5月14日付け 教保126号
－海外修学旅行の安全確保について（通知）
平成15年7月18日付け 教指742号
－幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の一層の微底について（通知）
平成15年10月3日付け 教保378号
－幼児児童生徒の安全確保及び学校安全管理の一層の微底について（依頼）
平成15年12月15日付け 教保456号
－幼児児童生徒の安全確保に関わる取り組みについて
（依頼）平成16年1月7日付け 教保479号
－「学校安全アピールー子供の安全を守るために一」に ついて 平成16年1月22日付け 教保号外
－学校の安全碓保のための施策等について（通知）
平成16年2月24日付け 教保517号
－千葉県災害対策本部南房総支部運営要綱の制定につい て（通知）
平成16年3月29日付け 君支（䋓）87号の2
－幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の一層の微底について（通知）
平成16年6月30日付け 教保216号
－「幼児•児童•生徒の安全確保及び学校の安全管理に ついて（通知）
平成17年2月18日付け 數保512号
－学校等における安全管理要網

千葉県公立高等学校事務職員会
君津支部研究グループ

| 天羽高等学校 | 副主查 | 伊 藤 幸 代 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 君津商業高等学校 | 副主査 | 渡 邊 陽 一 |

木更津高等学校君津高等学校袖ケ浦高等学校君津青葉高等学校君津㟍護学校
（現）安房博物館
（現）市原高等学校
（現）千葉高等学校
（現）木更津県税事務所
（現）財千葉県教育振則財団
（現）南房総教育事務所
（現）船橋高等学校

副主査
副主査
副主査
副主査
主任主事
副主查
副主査
庶務課長
主 査
主 査
副主査
副主査
副主査
主 事

伊 藤 幸 代渡 邉 陽—町田美智子角 田 良 一大 貫 和 憲草刈真由美溝 口 䀱 子宇津木規之山田貞理子増 田 一 美岡 田 好 正守 誠森 田 勝 利小笠原麻衣子


[^0]:    

[^1]:    ＊

[^2]:    
    

